

山村振興法改正・延長実現総決起大会 及び全国山村振興連盟通常総会開催される

I. 山村振興法改正・延長実現総決起大会

山村振興法改正・延長実現総決起大会は、11月21日(木)午前10時30分から千代田区隼町のグランドアーク半蔵門4階の「富士東」において開催された。

国会議員、政府関係者、友好団体等の来賓多数の出席のもとに連盟会員、支部事務局員など約290名が出席して盛大に行われた。

会場正面には、「令和7年3月に期限の到来する山村振興法について、内容を充実して延長すること」、「山村振興政策を充実・強化を図ること」、「地方交付税制度を充実・強化し、所要額を確保すること」、「国を守り支えていくために貢献し闘う山村」のスローガンが掲げられた。

最初に、河野副会長（愛媛県久万高原町長）が「山村は、国土保全・水資源の涵養・地球温暖化防止等多面的・公益的機能を果たしています。ただ今、人口の減少・少子高齢化が言われていますが、私達はかけがえのないふるさとを次の世代に引き継ぐ責務があり、その覚悟も持っています。山村の現状・重要性を、政府・国会・国民の皆さんに強く訴え、山村活性化のための法律、諸施策が充実・強化されることを目指して、ここに山村振興法改正・延長実現総決起大会を開催いたします。本総決起大会が所期の目的を達成できますよう、皆様の絶大なるご協力をお願い致します。ここに開会を宣言します。」との開会宣言を行った。

次に、金子恭之 会長から挨拶があり、御来賓の 江藤 拓 農林水産大臣、自由民主党 田所嘉徳先生、公明党 山崎正恭 先生、立憲民主党 小熊慎司 先生、日本維新の会 和田有一朗 先生、国民民主党 玉木雄一郎 先生からそれぞれ挨拶が述べられ、れいわ新選組 たがや 亮 先生のメッセージが紹介された。次いで、吉田隆行 全国町村会長から挨拶が述べられた。

出席された国会議員、政府関係者、友好団体の来賓紹介が行われた。

竹崎一成 会長代行（熊本県芦北町長）が議長となって議事が進められた。

最初に、實重事務局長から情勢報告が行われ、次に「議案（決議案）」が上程され、熊川 栄 副会長（群馬県嬲恋村長）から提案され、原案どおり可決された。

最後に、鈴木重男 副会長（岩手県葛巻町長）が「本日は、多数のご来賓の先生方にご臨席を賜りました。そしてまた、力強い激励の言葉を賜りましたことに心から感謝とお礼を申し上げます。山村振興法の改正そして延長実現に向けた我々の

熱い思いを込めた決議を確実に全て実現をするためにさらに強力に今後も運動を展開してまいりたい、そのように存じます。本日まで出席の皆様方の日頃のご協力に対し心から感謝を申し上げながら、閉会を宣言させていただきます。最後に力強く皆で「頑張ろう」を三唱致したいと存じますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。」と閉会宣言を行い、出席者全員で、「頑張ろう」「頑張ろう」「頑張ろう」と三唱した。

当日の会長挨拶、来賓挨拶、情勢報告、決議等は以下のとおりとなっている。

【金子恭之 会長（衆議院議員） 挨拶】



本日は山村振興法改正・延長実現総決起大会を開催しましたところ、山村の振興に日夜心血を注いでおられる全国の市町村長の皆様、山村振興を念頭に置きながら国の発展に力を尽くしておられる国会議員の皆様方にご参加をいただき、感謝申し上げます。

また、ご多忙の中、農林水産省から江藤 拓 農林水産大臣、自由民主党を代表して山村振興特別委員会副委員長 田所嘉徳 先生、公明党の会員議員を代表して山崎正恭 先生、立憲民主党の会員議員を代表して小熊慎司先生、日本維新の会の会員議員を代表して和田有一朗 先生、国民民主党を代表して玉木雄一郎先生にご出席をいただいております。更に関係省庁の幹部の皆様、吉田隆行 全国町村会長をはじめとする友好団体の皆様にご出席をいただき、心からお礼申し上げます。

本年は元日から能登半島地震に見舞われ、また能登半島の皆様におかれましては9月に再び豪雨による甚大な災害に見舞われておられます。能登半島をはじめ自然災害により被災された各地の皆様にご心からお見舞いを申し上げますとともに、政府・国会・自治体が一体となって復旧・復興に努めていかなければならないと考えております。

山村振興法は昭和40年に制定され、平成27年の改正までに5回の延長を果たしてまいりました。来年の3月末に現行法の期限を迎えることとなり、いよいよその期限が近づいてまいりました。

改めて申し上げるまでもなく、山村地域は国土の約1/2という広大な面積を占めており、国土や自然環境を保全し、農林産物を供給するとともに、広大な森林による気候変動の防止、生物多様性の保全など我が国国民のすべてが利益する公益的で多面的な機能を果たしております。

しかし今やその広大な地域をわずか人口の2.5%の住民により守っているという状況にあります。山村住民の高齢化と人口減少は年々進行しており、地域社会の維持を図る上で、交通・医療・教育など様々な問題が拡大してまいりました。

そうした中、この10月には石破新内閣が成立し、「地方創生」や「防災・減災、国土強靭化」を大きな柱として掲げて国政に臨んでおられます。我が国を隅々まで守り、将来の日本を築いていくためにも、東京一極集中を是正し、地方への人の流れを作り出していくことが極めて重要な局面だと考えております。

現行の山村振興法のこの10年間を振り返りましても、地球温暖化の進行による災害の多発化・激甚化、コロナ禍による産業の疲弊、世界情勢の緊迫による諸物価の高騰といった各種の問題が生じてまいりました。一方で、地域おこし協力隊や二地域居住の動きに見られるように、自然の豊かな地域に住みたい、そこで働きたいという田園回帰の潮流も強まっており、また AIやDXをはじめとした技術革新による働き方の変化も生じてきております。

また、前回の法改正の際に会員の皆様から意見をいただいて予算化しました山村活性化支援交付金は、多くの山村地域で有効に活用いただき、特産品が創出され、全国展開するものも出てきているところであります。

こうした様々な新たな動向も踏まえながら、次の10年間、そして未来の日本に向けて、山村振興法を改正・延長し、山村に関わる各種の政策を充実・強化していただき、結果として国益を守り、我が国を守っていかねばならないものと考えております。山村振興法は議員立法でありますので、本日ご出席いただいております先生方には是非ともお力添えいただくようお願い申し上げます。

私たち連盟の会員が一丸となって、法律の延長、政策の充実に向けて活動してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。これをもって私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

【江藤 拓 農林水産大臣 挨拶】



皆様こんにちは。農林水産大臣の江藤 拓でございます。

まずは、1月の能登半島地震、その後の線状降水帯による大雨など様々な災害によって失われた尊い命に対し哀悼の誠を捧げますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

衆議院議員選挙の後、様々なところを歩きました。宮崎県椎葉村松尾という地区では、一昨年豪雨に加えて、今年の台風でも被害を受けるなど、大変なところでしたが、一生懸命山を守り、地域を守っておられました。その松尾地区の小学校が創立150年を迎え、私もお祝いに行きました。現在の生徒数は24名で、来年の新生はゼロ。その次の年もゼロ。それでもこの地域を守るのだ、この山を守るのだという気持ちがあり、とても明るい感じがしました。そして一体感がありました。

国としても、こういう方々を応援すること、山村を応援することが大変重要なことだと思います。そして何とかしてそこに人が根付き、なりわいが成り立ち、子供達が育ち、そして次の世代に引き継がれていく。都会の方々は、山は勝手に木が生えていると思う人が大変多いようです。しかし、一度人の手が入った山は、人間が最後まで管理しなければ、必ず人間が損をすることは、皆様よくご存知のとおりです。

今、農林水産省の予算は3兆円ちょっとです。林野の予算は4,400億円くらいです。これが多いか少ないかについては、議論があるでしょうが、私はこの職に就く前から少なすぎると思っています。

山村は、面積で大体半分、そして森林面積では6割。これが日本の国土に占める割合です。それを金子会長のお話にもありましたように2.5%の人が守っている。その方々がそのまま残れば良いのですが、トレンドとしては必ず減っていく。国土が守れるか、日本の国の源が守れるのかの瀬戸際です。ですから、私としては、この山村振興法の改正に当たっても、ただの単純延長ではだめで、しっかり手当が充実するようにしなければならぬと思っています。

今、補正予算が仕上がりつつありますが、しっかり予算を確保させていただきます。来年度予算についても同じです。今年の通常国会で食料農業農村基本法を改正しました。「食料」ですから、林野でいえば椎茸くらいしか関係ないかもしれません。しかし、そのように考えるのではなく、林業も水産業もこれを機会にしっかり予算を確保し、足腰を強くしていかななくては、次の世代に引き継いでいけない。そういった危機感を私たちは持っています。

今日は、日頃頑張っていたいただいている市町村長の方々、関係団体の方々が出席されています。そして議員の先生方も御出席されています。山村振興法は、議員立法ですから、今後の国会は大変です。国民民主党の玉木代表も出席されていますが、是非、ご協力をいただきたいと思います。そして、立憲民主党、日本維新の会の先生方にも熟議の国会にさせていただきたいと思います。どの政党も目的は一緒だと思います。

山間地域を守らなければいけない。その暮らしを守らなければいけない。少子化に対抗していかなければいけない。そして国家のプロジェクトとして山村を守っていかななくてはいけない。同じ方向を向いて今回の国会は議論できるのではないかと思います。それにつきましても、日頃からご努力されている皆様のそのご貢献に心から感謝致します。

山村とは何なのか、森林とは何なのか、その果たしている役割は何なのか、もしそれが駄目になかったら日本の未来はどうなってしまうのか。政治の場でも、真剣に議論しながら、皆様と連携してまいりたいと思います。

皆様の日頃のご活躍、そして私たちとの連携を心からお願い申し上げてご挨拶とさせていただきます。

【自由民主党 衆議院議員 田所嘉徳 先生 挨拶】



皆さんお早うございます。自由民主党山村振興特別委員会副委員長の田所嘉徳でございます。山村振興に非常に熱心な同志の先生方が大勢お見えでございますが、山村振興特別委員会の委員長が決まっていますので、役職柄一言ご挨拶させていただきます。

ここに、全国各地で山村振興に携わっておられる市町村長や関係者の皆様方が一同に会しまして、山村振興法改正・延長実現総決起大会が盛大に開催されますことに、心よりお祝いを申し上げます。

来年3月に期限を迎える山村振興法ですが、昭和40年の制定以来、これまでに5度の延長・改正が行われており、関係者の皆様が様々な努力を重ねてこられた中で、生活環

境や社会基盤の整備など着々と成果をあげておられ、山村での暮らしが大変改善されていると思います。

一方で山村においては、引き続き少子化あるいは高齢化、過疎化といった流れは止まっておられないわけでありまして、さらには自然災害やあるいは鳥獣被害の激化等、今日的な課題が様々発生しております。山村の効用は、山村域内の人々の暮らしのみならず、国民全体の暮らしに大きな意味を持っているわけでありまして、その多面的な機能は大変重要であると考えています。

この機能は、国土の5割、森林の6割を占める振興山村地域の皆様方や、この山村地域の活性化を進めてこられた関係者の方々のご苦勞とご努力によって、これまで営々と発揮されてきたものがあります。今後の日本の将来、次世代のためにも山村地域を豊かに育むべく、今回も山村振興法の延長・改正に取り組んでいかなければならないわけがあります。

今朝8時15分から、金子会長をはじめここにお集まりの皆さんの代表である役員の町村長さんにご出席いただき、ここにご出席の議員の皆様もお集まりの中で、自民党の山村振興特別委員会を開催させていただきました。

地域の実情に基づく様々な要望をいただき、それを踏まえて議論をさせていただきました。今後、法改正内容の論点を洗い出しまして、条文を策定してまいります。そういう中でしっかりと地域の皆様方の意向を踏まえての改正を実現したいと考えております。皆様方の温かいご支援をお願い申し上げます。

本日お越しの皆様方が引き続き山村振興にお取り組みいただきますように心よりお願い申し上げます。

【公明党 衆議院議員 山崎正恭 挨拶】



ただ今ご紹介をいただきました公明党の衆議院議員 山崎正恭です。

本日は、山村振興法改正・延長総決起大会の開催まことに目出度うございます。

私は四国比例の選出でありまして、高知県に住んでいます。日頃は高知県におきましても山村振興に取り組んでおられる首長さんの教えを受けて、私も一緒に頑張っているところです。

今回いよいよ山村振興法の6度目の延長に向けての動きの中で、10年前の改正の際に公明党におきましても山村振興法改正プロジェクトチームの方でどのような協議がなされてきたかと言いますと、その中では、移住の促進、地域観光林、医療・介護施設のこれからの山村への計画的整備、高齢者福祉の充実、教育機関・医療機関の充実等が掲げられていました。そう思ったときに、この10年前の課題が10年間にどのようなようになってきたかと言いますと、やはり、非常にそれぞれがさらに10年前より一つ一つの問題は深刻になっているように思います。

しかし、そういった中で、今日お集まりの首長の皆様方や関係者の皆様方が本当に知

恵を働かせていただきながら様々な対策を打って、先程お話しにありますように国土の保全、山村地域のために一生懸命にさらに頑張っていたでいる、そのご苦勞はやはりこの10年前比べさらに厳しい中で頑張っていることに感謝申し上げる次第であります。

ちょっと前にくらいに、過疎地域の振興ということで非常の多く皆様方からお願いがあったところでもあります。過疎の方は人口ベースで行われていますが、その中でもさらにもっと厳しいのは山村振興に取り組んでおられる皆様というふうに思っています。

そういう中で、石破総理は地方こそ成長の主役であると言われていています。この厳しい中であって延長というのはもう必須でありまして、同時に先程の会長のお話しの中にありましたように施策の充実が非常に重要であると認識しています。

10年前と変わったところと言いますと、やはりコロナのことがありまして、デジタル化をどういう風に進めるか、ここに一つの成長の鍵があると思います。そうしてもう一つは、気候変動に伴って災害の激甚化が言われています。この国土の安全を守っていただくという観点において、中身の充実が非常に重要であると思います。地域計画の中でどう土地を守っていくかということがこれからの課題になってまいります。併せてこの国土の保全についても今後さらに取り組んでいかななくてはならないというふうに公明党としては認識しているところです。この後、しっかりと党でも議論をしてみたいと思いますが、延長と共に支援内容の拡充につきまして全力で取り組んでまいりたいと思っています。私も皆さんと一緒に頑張りたいと思います。

【国民民主党 衆議院議員 玉木 雄一郎 先生 挨拶】



皆さんこんにちは。紹介いただきました国民民主党代表の玉木雄一郎です。

立憲民主党の小熊先生や日本維新の会の和田先生がいらっしやいますが、時間の都合で少し先に退席させていただかなければなりませんので、先に挨拶させていただきご無礼をお許しいただきたいと思っています。

私も四国の香川県の山村に住んでおりまして。10歳くらいまでは、家に五右衛門風呂がありました。毎日、母や祖父母が裏に山がありますので、そこから薪を取ってきたり、落ちた葉っぱとか松を集めてきて、それを使ってお風呂を毎日沸かしてくれていました。私が小学6年生になった時に祖父が退職しまして、退職金で家を建てまして、セントラルヒーティングの油を使う暖房施設になりました。その後はずっとJAから油を持って来てもらって、それで非常に家の中が暖まって、風呂も暖まりました。しかし、お金が要るようになりました。それまでは、山から取ってくればほぼ無料でお風呂が沸いていたのに、それがなくなってしまった。そういうことを経験してきましたので、何が豊かで何が幸せなのかを自分の経験からも考えておりました。山の中にあることの豊かさとかそういうことを忘れてしまっていたなということ時々思い出します。

山村というのは、戦後あるいはもっと言うと、明治維新以降の近代的な資本主義の発展の中で、ある意味置き去りにされた地域ではないかというふうに思います。その反面

で都市を中心に発展してきましたし、人は基本的に平地に住むようになりました。中世までは山村が一等地であって、そこには豊かな自然がありそして水もあり、また、食物も様々なものが自然とそこには育まれていた。そういった地域が、この数百年の中で忘れ去られてしまった。それを改めて取り戻すことが、これからのまさに環境配慮や国土保全していかなければいけないという新しい価値観の中で、もう一度日本を造り替え、回復させていく、そういう重要な時期にさしかかっていると思います。

そういう哲学をしっかりと掲げた上で、山村振興法の改正や延長あるいは必要な予算の確保といったことが必要だと思っています。しっかりと、我が党としても全力で取り組んでまいりたいと思っています。本当の宝は、本当の力は日本の山村にある。そういう思いを私の胸に刻みながら、仲間の先生と一緒に、また金子会長を先頭に取組んでまいりたいと思っておりますので、力を合わせて取り組むことをお誓い申し上げまして挨拶に代えたいと思います。共に頑張りましょう

【立憲民主党 衆議院議員 小熊慎司 先生 挨拶】



皆さんお早うございます。立憲民主党衆議院議員の小熊慎司です。

常日頃日本の山村を守っていただいている皆様方にまず感謝申し上げる次第です。

私の選挙区は福島3区で、10増10減で区割り変更となりまして、福島県は日本で3番目の県土を有する大きな県ですが、その半分は私の選挙区で、ほとんどが山村であります。先程挨拶された玉木さんの香川県の3倍あるところ。地元から人口密度が減っている、逆にクマ密度は上がっている、とよく言われます。私も小さなクマの小熊ですから心を痛めているところがあるんですが、本当に鳥獣被害も増えています。

今ほど色んな話がありましたけれど、日本の人口のピークは2008年です。東京の近くの首都圏は別として大概の地方の道県は人口のピークは2000年です。皆さんの市町村の人口のピークは何時だか分かりますか。1950年代ですよ。結局団塊の世代が多いのですから、この方が中学・高校を卒業して都会に出て行く。団塊の世代でも人口が減っているのです。70年間の構造問題です。ここにしっかりとメスを入れていかなければいけないわけです。東京一極集中は止まっています。国土のほとんどを守っているのは会長も言われましたように2.5%の人ですが、人口集中地区、国土面積の数%のところ、全人口の7割以上が住んでいる。この流れは変わっていません。世界的に都市人口が増えています。世界の流れでもあります。山村を守っていく重要性は我々も重々承知していますし、皆さんもそのとおりだと思いますが、人の流れは止まっていません。

山村振興法の改正はもとより、この決議の中にもあるとおりさらに充実した改正でなければいけない、単なる延長ではいけない。予算の確保もさることながら、先程玉木さんの言われたとおり価値観を変えていかなければいけないと思います。都会に住むのもいいけれど、田舎に住む、その価値を見出していくということが重要だと思います。

改正に向けて、党内でまず議論をさせていただきますが、予算の確保はもとより価値観を変えていくことにも焦点を当てていかなければ、結局、予算は付いてそれぞれの市町村の皆さんは頑張っているけれども、人口の減少に歯止めがかからないよね、ということにはいけない。皆さんとともに議論させていただきながら、どう価値観を変えて行くか、そこにチャレンジをする、まさに、そういう時代になってきたと思います。金子会長の下で私も切磋琢磨させていただきますので、是非よろしくお願いします。

【日本維新の会 衆議院議員 和田 有一朗 先生 挨拶】



日本維新の会の衆議院議員 和田有一朗 です。本日の山村振興法改正延長実現総決起大会、本当にお目出度うございます。

私は兵庫県の県議員を5期務めてから衆議院の議席を預かりました。私の選挙区は神戸市のご真ん中ですがまさに都市部です。維新と言えば皆様ご承知のとおり都市部に基盤を置いた政党というふうに感じられることが多いと思います。ですから、山村のことが都会の人に分かるのかな、維新の人に分かるのかなというふうに思われるかも知れま

せん。

私は兵庫県議会議員5期の中でつぶさに現場を見て回りました。限界集落の沢山ある山村をはじめ、現状というものは勉強をさせてもらったつもりでございます。

そんな中で、今回の法改正を推し進めなければならないと考えた時に、先程来先生方からお話しにあったように今までの延長ではいけない、これからの新しい時代に合った新しい時代の価値観にあった改正が必要だと私も思っております。それは単純に今までのような考え方で山村に住むことはハンディであるとか、しんどいことだとか、そういうことではなしに、2地域居住であったり、新しいインバウンドからはじまる観光の部分であったり、そういったことを踏まえながら、若い人、新しい人々を都市部から受け入れていく、さらに都市部と山村というものは何も対立するものではなく、どちらかが引っ張りこむものでなく補完しあう共存するあり方という価値観の中で作っていかなければならないのではないかと私も実は思っているところでございます。

今日いただいた資料を見ていたら、こういうくだりがございました。「今回の法改正では、このような山村の役割・価値を国民全体に向けて発信することが必要である。」やはり、これがこれからのキーワードになるのではないかと、私都心に住む、都市の政党の人間だからこそ、逆にそう思えるところでございます。

色々な考え方がございます。難しいハードルもございます。私ども皆さんと協力して、山村というのは日本にとって私達の財産であり、山村を守ることが国を守ることにつながるということでございますので、共に手を携えて働かせていただきたいと思います。頑張っまいるましよう。ありがとうございます。

【れいわ新選組 衆議院議員 たがや 亮 先生 メッセージ】



山村振興法改正・延長実現総決起大会及び山村振興連盟令和6年度通常総会のご盛会をお慶び申し上げます。

れいわ新選組は、森林の整備などの「緑の公共事業」で地域の緑を保全し、雇用を創出する「持続可能な林業」の確立を基本政策に掲げ、更なる山村の振興に向けて、力を尽くして参ります。

山村のより一層の発展と、本日ご参加の皆様のご健勝ご多幸を心よりお祈りいたします。

れいわ新選組 副代表
衆議院議員 たがや 亮

【吉田隆行 全国町村会長 挨拶（広島県坂町長）】



本日ここに全国山村振興連盟の「山村振興法改正・延長実現総決起大会、令和六年度通常総会」が、盛大に開催されますことを心からお喜び申し上げます。

また、皆様方には、日頃より全国町村会の活動に格別なご支援を頂いており、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

はじめに、本年7月からの秋田県・山形県を中心とした大雨や、能登地方での豪雨などの災害により、お亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表します。被災された皆様の一日も早い生活再建と、被災地域の迅速な復旧・復興を念願しております。

さて、山村地域は常に自然との関わりでの最前線に立ち続けてきた地域であり、国土の保全、水源のかん養はもとより、二酸化炭素の吸収源、自然エネルギーの利活用等、国民の安全・安心と豊かな生活の実現に重要な役割を担ってきました。

一方で、山村を取り巻く環境は、人口減少による人材不足や後継者不足による集落機能の低下、大規模災害や鳥獣被害への対応など厳しい状況にあります。全国町村会といたしましても、昨日、全国町村長大会を開催し、「林業の振興と山村の活性化」について決議を決定したところであります。

また、今年度末には、現行の山村振興法が期限を迎えます。引き続き、山村地域の振興・発展を図るため、政府・国会に対し、施策の拡充と法律の延長を求めてまいります。

近年若者が、林業に関心を持ったり、山村の地域づくりに参加したりするなど、多様な関わりを持つ「関係人口」の増加などを背景に、「半林半X」という言葉も生まれています。

山村が都市住民や若者の自己実現や社会貢献を实践する場として注目されています。

全国町村会といたしましても、この流れを加速させ、都市と農山村が互いの機能や役割を活かしながら、ともに未来を創る社会の実現を通じた山村の振興に、皆様と力を合わせて努力を重ねてまいります。

結びに、貴連盟の益々のご発展と、ご参集の皆様方のご健勝・ご活躍を祈念いたしまして、お祝いのご挨拶といたします。

【實重事務局長による情勢報告】

山村振興法は来年3月末に期限となりますので、昨年から色々と活動をしてまいりましたことについて、ご報告申し上げます。

第1は、副会長を構成員とする「山村振興法改正問題に関する検討会」を令和5年7月及び10月、令和6年2月、7月及び10月に農林水産省、林野庁、有識者の理事の参加を得て開催してまいりました。

第2は、アンケート調査を、山村地域の地方自治体を対象に令和5年9月に行いました。その結果を令和6年2月の理事会に報告し、自民党山村振興特別委員会で説明しました。また、山村振興情報に掲載しました。

第3は、意見交換会ですが、7月3日の理事会の後に、小田切徳美 明治大学教授の講演と質疑の後、出席していた副会長・理事・監事19人と関係省庁8人による意見交換を行いました。

第4は、論点整理です。お手元に資料を配布していますが、山村振興法改正問題に関する検討会、7月の理事会において検討を行い、10月の理事会で「山村振興法改正の方向と論点」という形で取りまとめました。

第5は、特別要望です。昨年も行いましたが、「山村振興法の改正に関する特別要望書」により令和6年7月、10月の理事会後に関係の国会議員、関係省庁に要望を行いました。

山村振興法は、議員立法ですので、今後各党において議論をいただきたいと思っておりますが、引き続き要望していきたいと考えています。

なお、本日午前8時15分から自由民主党山村振興特別委員会が開催され、当連盟からは副会長が出席して、要望を行いました。

可決された決議は次のとおり。

決 議

我が国の山村は、日本人としての精神の原点として国を支えてきた力の源であり、食料・森林資源の生産はもとより、国土の保全・災害防止、水資源の涵養、自然環境の保全、景観の形成、歴史・伝統文化の伝承等、多面的・公益的機能の發揮に重要な役割を担ってきた。このような国民の共有財産と言うべき山村は、国土の約5割にも及んでおり、そこをわずか2.5%の住民が守っている。

山村を取り巻く環境は、近年、人口減少・高齢化の進展、これに伴う集落機能の衰退や自然災害・鳥獣被害の多発等により厳しさを増してきたが、加えて、新型コロナウイルスの蔓延、地球温暖化、ウクライナ問題など世界情勢が激変し、山村地域もまた、コロナ禍、気象災害の頻発、諸物価の高騰などにより大きな打撃を被っている。

その一方、脱炭素という世界的な課題の下で、山村が果たしている環境保全・災害防止の機能及び二酸化炭素の吸収源としての機能が広く国民に再確認されるとともに、コロナ禍に直面する中で都市への人口集中の弊害が意識され、人口の地方分散が必要であると改めて認識されたところであり、山村振興法により示されている多面的・公益的機能について更なる充実を図る重要性は、ますます高まっ

ている

国におかれては、以上の認識の下に、下記の事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

1. 令和7年3月末に現行の山村振興法が期限を迎えることから、山村が国土・国民生活において果たす重要な役割や山村が抱える現下の問題点を十分に踏まえつつ、内容を充実して山村振興法を延長すること。
1. 国土面積の半分にも及ぶ山村において、将来にわたって地域社会が持続し、国土が適切に管理されることとなるよう、東京一極集中を改め、地方への人の流れを形成するとともに、長期的展望に立って、山村の地域力の維持と質的強化を図ること。

以上決議する。

令和6年11月21日

山村振興法改正・延長実現総決起大会

◎御出席の国会議員(敬称略)

衆議院議員

小 熊 慎 司(福島)	田 所 嘉 徳(比例北関東)
宮 下 一 郎(長野)	谷 公 一(兵庫)
和 田 有一朗(比例近畿)	玉 木 雄一郎(香川)
長谷川 淳 二(愛媛)	山 崎 正 恭(比例四国)
金 子 恭 之(熊本)	坂 本 哲 志(熊本)
江 藤 拓 (宮崎)	

(以上11名)

参議院議員

小 林 一 大(新潟)	進 藤 金日子(比例)
鈴 木 宗 男(比例)	青 島 健 太(比例)

(以上4名)

◎秘書の方に御出席いただいた国会議員(敬称略)

松 木けんこう	逢 坂 誠 二	神 谷 裕
鈴 木 俊 一	金 子 恵 美	江 渡 聡 徳
梶 山 弘 志	小 淵 優 子	井 上 信 治
森 英 介	中 谷 真 一	梅 谷 守
山 口 壯	石 破 茂	田 野 瀬 太 道
佐 藤 公 治	平 沼 正 二 郎	麻 生 太 郎
岩 屋 毅	古 川 禎 久	あ べ 俊 子
原 口 一 博		

(以上22名)

参議院議員

高 橋 はるみ	田名部 匡 代	舟 山 康 江
星 北 斗	清 水 真 人	渡 辺 猛 之

山本順三 松村祥史 野村哲郎
山田俊男 橋本聖子 宮崎雅夫
(以上12名)

◎祝電・メッセージをいただいた国会議員(敬称略)

衆議院議員 たがや 亮 衆議院議員 山口 俊一
衆議院議員 中川 宏昌
参議院議員 上田 清司 参議院議員 芳賀 道也

◎政府関係の出席者(敬称略)

農林水産省農村振興局長	前島 明成
林野庁長官	青山 豊久
農林水産省農村振興局農村政策部長	神田 宜宏
林野庁森林整備部長	長崎屋 圭太
農林水産省農村振興局地域振興課長	山本 恵太
国土交通省国土政策局地域振興課長	谷山 拓也
総務省自治行政局地域力創造グループ地域振興室長	近藤 喜寿
林野庁森林政策部森林利用課長	石井 洋
林野庁森林利用課山村振興・緑化推進室長	諏訪 幹夫
農林水産省農村振興局地域振興課課長補佐	石飛 法子
農林水産省農村振興局地域振興課課長補佐	山本 有沙子
農林水産省農村振興局地域振興課調整係長	稲本 晃
農林水産省農村振興局地域振興課法令係長	田中 将貴
農林水産省農村振興局地域振興課調査係長	齊藤 恵美
国土交通省国土政策局地域振興課課長補佐	鈴木 伸彦
林野庁森林利用課山村振興・緑化推進室課長補佐	櫻井 知
林野庁森林利用課山村振興・緑化推進室企画係長	井村 美保

◎友好団体の出席者(敬称略)

全国町村会長	吉田 隆行
全国中山間地域振興対策協議会会長	舟橋 貴之
全国過疎地域連盟専務理事	金谷 裕弘
全国離島振興協議会専務理事	小島 愛之助

Ⅱ．全国山村振興連盟通常総会

全国山村振興連盟の令和6年度通常総会は、11月21日(木)山村振興法改正・延長実現総決起大会に引き続き午前11時20分から千代田区隼町のグランドアーク半蔵門4階の「富士東」において開催された。

総会は、竹崎一成 会長代行（熊本県芦北町長）が議長となって次の議案が審議された。

- 第1号議案「山村振興法改正に関する特別要望書(案)に関する件」
實重重実 事務局長が説明を行い、原案どおり可決された。
- 第2号議案「令和7年度山村振興関連予算・施策に関する要望書(案)に関する件」
實重重実 事務局長が説明を行い、原案どおり可決された。
- 第3号議案「決議（案）」
浜田正利 副会長(北海道新得町長)から提案され、原案どおり可決された。

総会で可決された、山村振興法改正に関する特別要望書、令和7年度山村振興関連予算・施策に関する要望書及び決議は、次の通りとなっている。

山村振興法の改正に関する特別要望書

我が国の山村は、日本人としての精神の原点として国を支えてきた力の源であり、食料・森林資源の生産はもとより、国土の保全・災害防止、水資源の涵養、自然環境の保全、景観の形成、歴史・伝統文化の伝承等、多面的・公益的機能の発揮に重要な役割を担ってまいりました。このような国民の共有財産と言うべき山村は、国土の約5割にも及んでおり、そこを人口のわずか2.5パーセントの住民が守っております。

山村を取り巻く環境は、近年、人口減少・高齢化の進展、これに伴う集落機能の衰退や自然災害・鳥獣被害の多発等により厳しさを増してきましたが、加えて、新型コロナウイルスの蔓延、地球温暖化、ウクライナ問題など世界情勢が激変し、山村地域もまた、コロナ禍、気象災害の頻発、諸物価の高騰などにより大きな打撃を被っております。

その一方、脱炭素という世界的な課題の下で、山村が果たしている環境保全・災害防止の機能及び二酸化炭素の吸収源としての機能が広く国民に再確認されるとともに、コロナ禍に直面する中で都市への人口集中の弊害が意識され、人口の地方分散が必要であると改めて認識されたところであり、山村振興法により示されている多面的・公益的機能について更なる充実を図る重要性は、ますます高まっております。

国におかれては、以上の認識の下に、下記の事項の実現を図られるよう強く要望致します。

記

1. 令和7年3月末に現行の山村振興法が期限を迎えることから、山村が国土・国民生活において果たす重要な役割や山村が抱える現下の問題点を十分に踏まえつつ、内容を充実して山村振興法を延長すること。
2. 国土面積の半分にも及ぶ山村において、将来にわたって地域社会が持続し、国土が適切に管理されることとなるよう、東京一極集中を改め、地方への人の流れを形成するとともに、長期的展望に立って、山村の地域力の維持と質的強化を図ること。

令和7年度山村振興関連予算・施策に関する要望書

山村地域の振興につきましては、日頃から格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

我が国の山村は、日本人としての精神の原点として国を支えてきた力の源であり、食料・森林資源の生産はもとより、国土の保全・災害防止、水資源の涵養、自然環境の保全、景観の形成、歴史・伝統文化の伝承等、多面的・公益的機能の発揮に重要な役割を担ってまいりました。このような国民の共有財産と言うべき山村は、国土の約5割にも及んでおり、そこを人口のわずか2.5パーセントの住民が守っております。

こうした中で、山村を取り巻く環境は、近年、人口減少・高齢化の進展、これに伴う集落機能の衰退や自然災害・鳥獣被害の多発等により厳しさを増してきましたが、加えて長期に及んだコロナ禍、気候変動による災害の多発、世界情勢の激変に伴う諸物価の高騰等の影響があり、多くの山村が存続を危ぶまれると言っても過言ではない状況となっております。山村をはじめとする地方が衰退することは、国家の存立にとって重大な危機だと言わなければなりません。

その一方、脱炭素や生物多様性保全という世界的な課題の下で、山村が果たしている自然環境保全・災害防止の機能及び二酸化炭素の吸収源としての機能が広く国民に再確認されるとともに、コロナ禍に直面する中で都市への人口集中の弊害が顕在化し、日本人口の急減を防ぐためにも人口の地方分散が必要であると改めて認識されたところであります。

山村の有する多面的・公益的機能を更に充実し、山村地域の活性化と持続的発展を確保していくことは、国土の保全、地方創生に直結することに加えて、多くの価値観が分断を生む社会にあって協調と連携を尊重する精神文化の継承にもつながり、ひいては国民生活全体の発展・安定につながるものと考えます。

国におかれては、以上の認識の下に、山村振興を国の重要課題に据えて、下記の事項の実現を図られるよう強く要望致します。

記

I 山村振興法の延長と山村振興政策の強化

1. 令和7年3月末に現行の山村振興法が期限を迎えることから、山村が国土・国民生活において果たす重要な役割や山村が抱える現下の問題点を十分に踏まえつつ、内容を充実して山村振興法を延長すること。
2. 国土面積の半分にも及ぶ山村において、将来にわたって地域社会が持続し、国土が適切に管理されることとなるよう、東京一極集中を改め、地方への人の流れを形成するとともに、長期的展望に立って、山村の地域力の維持と質的強化を図ること。
3. 能登半島地震及び東日本大震災並びに近年の豪雨・台風等の被災地については、関係省庁連携のもと、被害が生じた山村地域における復旧・復興対策を強力に推進すること。東日本大震災被災地については、原発事故放射性物質の除染等を的確に行うとともに、除染に伴う廃棄物の処理にも万全を期すこと。
4. ウクライナ問題、パレスチナ問題をはじめ世界の情勢が激変する中において、食料・生産資材・木材を輸入に依存する現状を改善し、食料自給率・木材自給率を高めるとともに、国土保全を強化する食料安全保障体制を確立すること。その際に諸物価高騰に対する対策を強化するとともに、山村地域における農地・森林等多様な資源を最大限活用するための支援を強化すること。
5. 防災減災、治山治水、砂防等の国土強靱化対策を強力に推進し、災害の多発に備えた多様な措

置を講ずること。またそのために、将来を見通した十分な財源を確保するとともに、災害発生時の的確な情報 提供システムの整備を図ること。

II 移住政策・観光政策等による総合的な人口政策の充実

1. 若者の田園回帰志向が強まっている潮流を踏まえ、地方への人の流れを作り、地方移住が促進される政策を構築すること。その中で、「地域おこし協力隊」を充実強化するとともに、地域運営組織や中間支援組織の活動を促進すること。また、都市との連携強化による二地域居住対策、関係人口の増加、次世代を担う人材の育成対策等を充実・強化すること。
2. 「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づき、特定地域づくり事業協同組合の設立を推進するとともに、支援措置を充実・強化すること。
3. コロナ禍によって疲弊した観光業・農泊を建て直し、インバウンドの活用を含めグリーン・ツーリズムの一層の普及を行うとともに、域内の二次的交通の充実や多様な取組主体の育成等を総合的に推進すること。
4. テレワーク等山村において就業が可能な環境の整備を推進するとともに、山村への企業の誘致、産業立地に関する支援を充実すること。
5. 「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき空き家についての対策を講ずるとともに、利用を希望する者とのマッチングや利用者の負担軽減等、有効活用について措置を講ずること。
6. 日本農業遺産、日本遺産等の認定地域において、地域産物や地域に根ざした観光資源のPRに努めるとともに、地域産品の販売促進などの支援を行うこと。
7. 進学によって大都市圏に転出した若者の地方への移住を促進するため、地方において就職や起業した若者の奨学金返済支援制度を構築すること。

III デジタル・トランスフォーメーション(DX) 等革新技術の導入

1. AI・ドローン・自動運転・ロボット等をはじめデジタル技術の活用が地域の隅々まで行き渡ることにより、山村の不利な条件を克服し、人口減少・高齢化の進む山村地域が抱える問題に対処していくことができるよう、「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けて施策を更に充実・強化すること。また、自動運転をはじめ、人口減少の進む山村の喫緊の課題となっている政策については、規制緩和を図りつつ山村地域から導入すること。
2. 山村地域において遅れている5G・光ファイバー網・ケーブルテレビの整備・更新を推進するための予算を拡充するとともに、テレワーク、キャッシュレス決済、電子申請につき更に普及を促進し、そのための支援を行うこと。
3. 携帯電話不通地域の解消等デジタルディバイドの解消を図るための通信体系を充実・強化すること。また、ラジオ難聴取地区を解消するとともに、地域の実情に即した通信システムの設置・管理に対し支援すること。
4. 公設民営に限らず公設公営の情報関連施設についても、更新に対する助成措置を講ずること。
5. 山村地域において、再生可能エネルギーの導入を促進すること。特に、木質バイオマス産業化のための施設整備・システム開発の利用促進を図ること。また、FIT制度の取組みを地域経済の発展に寄与させるとともに、再生可能エネルギーの発電比率の向上と、熱利用システムの整備を図ること。太陽光発電・風力発電等の施設の設置については、優良な農地・林地の乱開発を防ぐように措置すること。

IV 多面的・公益的機能の持続的発揮・公共事業の推進

1. 森林環境税及び森林環境譲与税による森林整備に際し、使途を含め市町村に対して必要な助言等の支援を行うこと。
2. 都市部の公共施設、学校等において、森林環境譲与税を原資とした国産材の利用を促進すること。
3. 森林環境譲与税を活用した、都市部と山村、河川流域での川上と川下の交流を促進し、環境に対する意識の向上、林業がおかれている現況の理解の増進、山村で林業に取り組む者の誇りの醸成に繋げること。
4. 公共施設等での国産材の利用を促進するため、消防法等関係法令の耐火基準を国産材が満たせるよう加工の技術革新をすすめること。
5. 国連SDGsや、2050年カーボンニュートラル・2030年温室効果ガス46%削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策を強化するとともに、「みどりの食料システム戦略」を着実に実行すること。
6. 都道府県や河川流域を基準とした地域版J-クレジット制度の創設支援を行い、森林整備を促進することのできる仕組みを検討すること。
7. 令和6年度末に期限を迎える「棚田地域振興法」の効果が継続されるよう、法の延長・改正に向けた対応を行うこと。また高齢化、担い手不足、生産基盤の老朽化など、棚田地域が抱える課題に対する支援策を充実させること。
8. 山村の果たしている重要な役割や木の文化について、児童生徒を含め国民一般の理解を深めるための教育・啓発・普及対策を充実・強化すること。
9. 山村の有する農地の多面的機能を発揮させるため、農地の保全に確実に取り組めるよう、将来の農地の在り方に関する地域の話し合い、簡易な基盤整備、低コストで粗放的な管理、鳥獣被害防止のための対策等、柔軟できめ細かな対応が可能となる総合的な対策を講じること。
10. 山村地域における農林業の維持・活性化を図る「中山間地域等直接支払交付金」、「多面的機能支払交付金」、「里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金」を充実・強化すること。
11. スギ人工林の伐採・植替え等を含む花粉症解決に向けた総合対策を推進するとともに、間伐や再造林、林道の開設・改良等を支援すること。また、豪雨・台風等による被害を受けた森林等の整備、林道の強靱化を推進すること。
12. 「農山漁村地域整備交付金」を拡充・強化するとともに、山村の存立基盤である森林・林業、経済・雇用を支える上で重要な役割を担っている林野公共事業予算について、大幅な拡充を図ること。
13. 景観対策、国土保全に資するため、松くい虫対策、ナラ枯れ対策の推進を図ること。また、侵入竹の駆除及び竹材等の利用推進を図ること。

V 農林業の振興・地域社会の活性化

1. 山村地域の農業・林業等基幹産業について、最先端技術の導入によって生産性と採算性を向上し成長産業化の支援を行うとともに、意欲と能力のある担い手の育成及び新規就農者に大きな負担とならない 経営体の強化など支援策を拡充強化すること。
2. 「山村活性化支援交付金」の維持・充実を図るため、本交付金を含む「農山漁村振興交付金」の総額を確保すること。また、「強い農業づくり総合支援交付金」、「農地耕作条件改善事業」、畜産環境対策を充実・強化すること。

3. 「中山間地農業ルネッサンス事業」を充実し、山村地域に対して優先的に予算配分を行うとともに、山村地域を優遇する等、山村地域にとって使い勝手の良い制度とすること。
4. 山村の地域資源の保全管理・活用や地域振興と併せて、農村型地域運営組織(農村RMO)の形成に係る支援の充実を図ること。
5. 森林、農地等の資源を活用した6次産業化の推進、平場とは異なる山村の条件を生かした園芸等の振興、更には、健康等の新たな分野で森林空間を活用する「森林サービス産業」の創出・推進、関連企業の立地・導入等の対策を充実・強化すること。
6. 森林経営管理法に基づく森林経営管理制度について、地域の実情に応じて、さらなる森林の集積・集約化が進められるよう、見直しの検討を進めること。
7. 「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策」を通じて、カーボンニュートラルを見据え、森林所有者等による計画的な森林施業をはじめ、川上から川下に至る林業、木材産業の総合的な振興対策の充実・強化を図ること。また、世界の木材需給に留意し、木材価格の安定化に資する取組を実施すること。急傾斜地における架線集材・ヘリ集材への支援を含め、現場の実情に即した間伐などの森林施業を推進するほか、施業の低コスト化、再造林対策を強化すること。
8. 「都市(まち)の木造化推進法」(脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律)を強力に推進すること。また、これに基づき、森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業」や「CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業」等で進められている建築物等における国産材の活用、CLT等の技術開発・普及、地域材を利用した構造材・内装材・家具・建具等の普及啓発、効率的な木材サプライチェーンの構築や森林認証材の普及を図るため、施策を充実・強化すること。木材・木製品の輸出・利用促進への支援を充実・強化すること。
9. 特用林産物の振興を図るための予算を確保すること。

VI 鳥獣被害防止

1. 鳥獣被害防止特別措置法等に基づき、技術普及を含む各種鳥獣被害対策を一層充実・強化し、対策に必要な財源を確保すること。
2. 地域ぐるみの総合対策を推進する「鳥獣被害防止総合対策交付金」及び広域的な森林被害等に対応する「シカ等による森林被害緊急対策事業」について継続するとともにメニューを充実・強化すること。また、ICTやドローン等の革新技术を活用し、より効果的な鳥獣被害対策に努めること。
3. 農地や林地以外の地域住民の住居や神社寺院等での被害が増大し地域住民が住みづらくなる中、支援対象を集落地域全体に拡げ、包括的な対策ができるよう努めること。対策については、地域事情を加味し、規模や要件について柔軟に対応できるよう配慮すること。
4. 鳥獣被害対策実施隊の設置促進、猟友会等の民間団体の参加促進、林業分野・関係省庁との連携を促進するとともに、防衛省・自衛隊は、クマ等による被害の深刻さの度合いにより、災害派遣に準じる自衛隊の派遣又は自衛隊員による害獣駆除への協力を行うことにつき検討すること。
5. 捕獲鳥獣の加工処理施設の設置促進、焼却対策を充実・強化するとともに、ジビエ振興対策を講ずること。

VII 地域公共交通・道路等生活基盤の確保

1. 地域公共交通の見直し・検討が進められる中で山村地域における公共交通の維持・確保を図ること。

2. 山村地域住民の広域生活圏における生活交通を確保するため、実情に合わない法の撤廃や、規制緩和を行うとともに、地方バス路線維持、デマンドバス・デマンドタクシー・日本型ライドシェア等に関する対策を充実・強化すること。
3. 2県以上にまたがる県管理の国道整備を含め計画的に道路の整備促進を図るとともに、市町村道の改良・舗装等、山村地域の道路整備を促進すること。また、基幹的な市町村道路の整備の都道府県代行に対する助成措置を講ずること。
4. 道路整備のための財源を十分に確保し、特に、地方における道路財源の充実を図ること。また、防災・観光景観上の観点から無電柱化の推進に当たり、財政措置（過疎債）を講ずること。
5. 山村地域の生活・交通にとって不可欠なガソリンスタンドを維持するため、地下タンク設置の基準を緩和するとともに、更新について支援を拡充すること。
6. 山村の簡易水道等施設の整備を促進すること。また、山村地域の实情に応じて污水处理施設の整備を促進すること。
7. 廃棄物処理施設の整備を推進するため、助成措置を講ずること。また、廃棄物処理施設の解体に対しは、適切な措置を講ずること。
2. 消防力の充実を図るため、消防庁舎・消防施設等の整備及び改修に対する助成措置を講ずること。

VIII 医療・保健・福祉

1. オンライン医療を推進するとともに、感染症等に対処する医療施設・体制を早急に整備すること。また、医療・保健・介護・福祉の充実、高齢者の職場・住居の確保について、都市部との連携の下に対策を充実・強化すること。
2. 医師について定員配置等の規制的手法の導入、過疎地域や山村地域への一定期間の勤務義務づけを検討すること。
3. 周産期医療ができるよう山村地域の産科医、小児科医を含めた医師の確保、体制に万全を期すこと。へき地診療所等の運営、医療施設・保健衛生施設の整備、医師及び看護師の養成・確保に対する助成措置を充実・強化すること。
4. 無医地区への定期的な巡回診療、保健師の配置、救急医療用のヘリコプターへの支援を強化すること。
5. へき地保育所・高齢者等の社会福祉施設・障がい者施設の整備、職員等の養成・確保に対する支援を充実・強化すること。
6. 民間事業の参入困難となっている現状を打開する政策を推進し、財源措置を含め都市との格差を是正すること。
7. 医療人材の偏在や高度急性期医療の提供体制の格差は命の格差ともいふべき状況にある。あらゆる可能性を用いて格差を是正すること。

IX 教育・文化

1. オンライン教育の環境整備を推進するとともに、豊かな自然環境や伝統文化等を有する山村の特性を生かした教育を充実すること。
2. 自然資源を保護・保全するとともに、ジオパーク事業に対する支援を充実・強化すること。また、山村における国民の幅広いボランティア活動や山村留学を含む山村での体験を推進すること。
3. 公立学校施設整備、スクールバス等の購入に対する助成措置を充実・強化すること。

4. 寄宿舍居住費等へき地児童生徒に対する助成措置を講ずること。
5. 山村地域の文化財の保護等に対する助成措置を講ずるとともに遺跡発掘等により山村の自然に触れる体験交流活動に対し支援すること。
6. 地域の伝統文化・芸能の体験等を通じた教育に努めること。
7. 小中学校の統廃合に当たっては、教育拠点の確保、地域の持続性の観点に十分配慮すること。
8. 地域の人材育成と地方創生の実現のため教育機関の地方移転を進めること。
9. 都市と地方の教育格差は歴然としている。あらゆる可能性を用いて教育格差と選択肢の確保を行うこと。

X 貿易交渉について

貿易交渉及びその実施に当たっては、山村地域の主要産業である農林業に打撃を与えることのないよう、山村地域の住民が誇りを持って農林業を営み、住民が生活を維持できるよう、万全の対応をとること。

XI 山村地域の持続的発展の確保

1. 山村振興法の基本理念にのっとり、山村振興法の目標を達成するため、関係省庁の一層の連携強化のもと、山村振興対策を総合的かつ計画的に推進すること。
2. 道州制は導入しないこと。
3. 財源保障機能及び財源調整機能を果たす地方交付税制度を充実・強化し、所要額を確保すること。
4. 基準財政需要額の算定に当たっては、山村自治体が人口割合に比べて広い面積を有し、国土保全、地球温暖化防止等に重要な役割を果たしていることを考慮し、面積要素を重視するなど、山村地域の実情に即したものとすること。
5. 農山漁村地域活性化対策、森林・林業振興対策、国土保全に資する事業等に関する地方財政措置の充実・強化を図ること。
6. 山村地域の活性化に不可欠な辺地対策事業債及び過疎対策事業債の十分な確保を図ること。
3. 償却資産に係る固定資産税は、山村地域の市町村の重要な財源であり、現行の課税対象、評価額の最低限度を堅持すること。

決 議

我が国の山村は、日本人としての精神の原点として国を支えてきた力の源であり、食料・森林資源の生産はもとより、国土の保全・災害防止、水資源の涵養、自然環境の保全、景観の形成、歴史・伝統文化の伝承等、多面的・公益的機能の発揮に重要な役割を担ってきた。このような国民の共有財産と言うべき山村は、国土の約5割にも及んでおり、そこを人口のわずか2.5パーセントの住民が守っている。

こうした中で、山村を取り巻く環境は、近年、人口減少・高齢化の進展、これに伴う集落機能の衰退や自然災害・鳥獣被害の多発等により厳しさを増し、加えて長期に及んだコロナ禍、気候変動による災害の多発、世界情勢の激変に伴う諸物価の高騰等の影響があり、多くの山村が存続を危ぶまれると言っても過言ではない状況となっている。山村をはじめとする地方が衰退することは、国家の存立にとって重大な危機だと言わなければならない。

その一方、脱炭素や生物多様性保全という世界的な課題の下で、山村が果たしている自然環境保全・災害防止の機能及び二酸化炭素の吸収源としての機能が広く国民に再確認されるとともに、コロナ禍に直面する中で都市への人口集中の弊害が顕在化し、日本人口の急減を防ぐためにも人口の地方分散が必要であると改めて認識されたところである。

山村の有する多面的・公益的機能を更に充実し、山村地域の活性化と持続的発展を確保していくことは、国土の保全、地方創生に直結することに加えて、多くの価値観が分断を生む社会にあって協調と連携を尊重する精神文化の継承にもつながり、ひいては国民生活全体の発展・安定につながるものと考えらる。

国におかれては、以上の認識の下に、山村振興を国の重要課題に据えて、下記の事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

1. 令和7年3月に期限の到来する山村振興法について、内容を充実して延長すること。
1. 東京一極集中を改め、地方への人の流れを形成し、移住政策等による総合的な人口政策を講ずること。
1. 自然災害の被災地の復旧・復興、防災対策の充実強化を図ること。
1. 食料安全保障、地球温暖化など地球規模の課題に対処する上で山村地域への施策を強化すること。
1. 山村におけるAI・自動運転・ドローン等デジタル化の進展に応じた革新技術の導入・普及を図ること。
1. 「山村活性化支援交付金」、「農山漁村振興交付金」、「中山間地域等直接支払交付金」等山村地域活性化のための対策の充実・強化を図ること。
1. 「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策」及び「都市(まち)の木造化推進法」により、林業、木材産業の振興対策の拡充強化、木材利用の促進を総合的に図ること。
1. 地域公共交通の維持・確保を図るとともに、道路等生活環境の整備を推進すること。
1. 鳥獣被害防止対策を強化・徹底するとともに、ジビエ拡大対策を進めること。
1. 医療・保健・福祉対策に係る人材の偏在を改め、充実・強化を図ること。
1. オンライン等学校施設整備、体験活動推進等教育・文化施策の充実・強化を図ること。
1. 地方交付税制度の充実・強化を図り、所要額を確保すること。

以上決議する。

令和6年11月21日

全国山村振興連盟通常総会